



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年12月22日金曜日 第471号

### ◇ 目 次 ◇

指定区域の指定（14件）.....（循環型社会推進課）...1326  
 国営土地改良事業の非農用地区域内に換地する土地の指定（2件）.....（農地整備課）...1328  
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）...1328  
 河川整備基本方針の策定.....（河川課）...1328  
 河川整備計画の策定.....（ " ）...1329  
 公有水面埋立承認の出願.....（港湾海岸課）...1329  
 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）...1329  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1330  
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）...1330  
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）...1330  
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）...1330  
 道路の区域変更（県道上猿田三島線外）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1331  
 道路の供用開始（県道上分三島線外）.....（ " ）...1331  
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）...1332  
 道路の供用開始（県道蔭淵下波線）.....（ " ）...1332  
 開発行為に関する工事の完了.....（ " ）...1332  
 道路の供用開始（県道菅田五郎停車場線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1332

#### 人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）...1333

#### 公安委員会規則

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）...1334

#### 公営企業公告

愛媛県立中央病院夜間看護補助派遣業務の委託.....（公営企業管理局総務課）...1334

愛媛県立中央病院看護長事務補助派遣業務の委託.....（ " ）...1336

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1271号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市船屋字一本松水谷乙7番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第1272号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第

15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

新居浜市菊本町二丁目甲814番4の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第1273号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市船屋字一本松水谷乙7番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1274号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。  
令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

新居浜市多喜浜六丁目67番1、67番174の一部、67番175の一部、67番183の一部、67番192の一部、67番194、67番202の一部、67番203の一部、67番204の一部、67番205の一部、67番206の一部、67番209の一部、67番210、67番217、67番236、67番237、67番238及び67番239の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1275号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。  
令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

越智郡上島町弓削大谷1番の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1276号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。  
令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

今治市上浦町瀬戸6656番1、6656番3、6657番、6658番、6659番、6660番、6661番、6662番、6663番1、6663番3、6664番及び6665番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第1277号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第

15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

今治市上浦町井口6693番1、6693番2、6693番3、6693番4、6693番5、6693番6、6693番7、6693番8、6693番9、6693番10、6693番11、6693番12、6693番13、6693番14、6693番15、6693番16、6693番17、6693番18及び6693番19

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

○愛媛県告示第1278号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。  
令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

今治市上浦町井口7073番1、7073番8、7073番9、7073番17、7073番19、7073番22、7074番1、7074番2、7074番9、7074番10、7074番11、7074番16、7074番17及び7074番18

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

○愛媛県告示第1279号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。  
令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

東温市河之内字仙道休甲1526番及び乙844番4の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県中予保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1280号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。  
令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

八幡浜市若山3番耕地64番、3番耕地68番、8番耕地190番1及び8番耕地200番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第1281号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

八幡浜市布喜川甲1083番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

○愛媛県告示第1282号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

宇和島市津島町横川97番1、98番1、99番1、100番及び101番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第1283号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

北宇和郡鬼北町大字父野川下295番の一部、296番の一部及び1576番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号  
 （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1284号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

北宇和郡鬼北町大字奈良4600番、4601番、4602番、4603番、4607番及び4638番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第1285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において

準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、近藤敏明ほか1名の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市北条	951番6	田	2,347㎡のうち 307㎡

○愛媛県告示第1286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、渡部仁志の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市新町	24番	田	1,116㎡のうち 499㎡

○愛媛県告示第1287号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

1(1) 解除予定保安林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1288号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、立岩川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1289号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、重信川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1290号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づく埋立ての承認の出願があった。

法第42条第3項において準用する法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、中予地方局建設部及び松山市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年12月22日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

香川県高松市サンポート3番33号

代表者 国土交通省四国地方整備局長 佐々木 淑充

香川県高松市番町4丁目15番18号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県松山市南吉田町2798番82の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち、の地点と の地点を結ぶ平成2年3月30日付け三港工第43号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+3.51メートルより決定）、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 愛媛県松山市南吉田町2798番80地先の国土地理院松山空港四等三角点北緯33度49分46秒3663、東経132度41分31秒2395から337度44分40秒738.17メートルの地点

の地点 の地点から221度01分04秒227.43メートルの地点

の地点 の地点から280度13分09秒4.66メートルの地点

の地点 の地点から40度58分55秒0.38メートルの地点

の地点 の地点から310度58分55秒0.48メートルの地点  
の地点 の地点から40度58分55秒4.00メートルの地点  
の地点 の地点から310度58分55秒19.63メートルの地点  
の地点 の地点から25度58分55秒114.50メートルの地点  
の地点 の地点から40度58分55秒106.37メートルの地点  
の地点 の地点から130度58分55秒45.60メートルの地点  
の地点 の地点から40度58分55秒4.00メートルの地点  
の地点 の地点から130度58分55秒4.37メートルの地点  
の地点 の地点から41度02分20秒4.46メートルの地点

ウ 面積

10,107.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県松山市南吉田町2798番82の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑦の地点 愛媛県松山市南吉田町2798番80地先の国土地理院松山空港四等三角点北緯33度49分46秒3663、東経132度41分31秒2395から352度41分35秒869.85メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から221度06分05秒483.14メートルの地点

②の地点 ①の地点から159度39分40秒259.37メートルの地点

③の地点 ②の地点から220度58分55秒216.76メートルの地点

④の地点 ③の地点から310度58分55秒689.31メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から40度58分55秒824.37メートルの地点

ウ 面積

444,397.42平方メートル

3 埋立地の用途

空港用地

4 出願年月日

令和5年11月30日

○愛媛県告示第1291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年12月22日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社GET	訪問看護ステーション まじゅん愛媛	愛媛県西条市三津屋東32番9 BAS I C403号	令和5年10月1日	訪問看護

公立学校共済組合	公立学校共済組合四国中央病院訪問看護ステーションほのやか	愛媛県四国中央市川之江町2233番地	令和5年10月1日	訪問看護
----------	------------------------------	--------------------	-----------	------

○愛媛県告示第1292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和5年12月22日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社GET	訪問看護ステーション まじゅん愛媛	愛媛県西条市三津屋東32番9 BAS I C 403号	令和5年10月1日	介護予防訪問看護
公立学校共済組合	公立学校共済組合四国中央病院訪問看護ステーションほのやか	愛媛県四国中央市川之江町2233番地	令和5年10月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年12月22日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
くろしお医療福祉株式会社	ヘルパーステーション さくら	愛媛県四国中央市金生町下分995番地1	令和5年7月31日	訪問介護
社会医療法人 生きる会	ケアセンターいきいき	愛媛県今治市北宝来町三丁目2番地12	令和5年10月31日	訪問介護
社会福祉法人名石会	大島シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	令和5年10月31日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年12月22日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人名石会	大島シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	令和5年10月31日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年12月22日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	横内 賢三	四国中央市川之江町2646番地
"	薦田 敏良	四国中央市川之江町693番地

"	星川 安德	四国中央市金生町下分365番地
"	石川 幸成	四国中央市金生町山田井17番地1
"	長野 岩男	四国中央市金生町山田井1364番地4
"	大西 義彦	四国中央市金生町山田井1040番地6
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720番地
"	佐藤 保之	四国中央市上分町1199番地1
"	南 俊昌	四国中央市金田町金川76番地4
"	信藤 孝義	四国中央市金田町金川949番地
"	鈴木 忠信	四国中央市金田町金川1352番地1
"	押条 和司朗	四国中央市金田町半田乙52番地
"	喜井 正利	四国中央市川滝町下山2315番地
"	喜井 清隆	四国中央市川滝町下山2355番地

"	篠原久彰	四国中央市柴生町542番地
"	石川一雄	四国中央市妻鳥町2956番地1
監事	大西明	四国中央市金生町山田井706番地1
"	高橋好伸	四国中央市上分町467番地
"	石川茂	四国中央市柴生町22番地
"	加地一貴	四国中央市三島中央3丁目13番15

"	大西義彦	四国中央市金生町山田井1040番地6
"	石川邦彦	四国中央市上分町720番地
"	佐藤保之	四国中央市上分町1199番地1
"	南俊昌	四国中央市金田町金川76番地4
"	信藤孝義	四国中央市金田町金川949番地
"	鈴木忠信	四国中央市金田町金川1352番地1
"	押条和司朗	四国中央市金田町半田乙52番地
"	大西正良	四国中央市川滝町下山1746番地9
"	加地敏	四国中央市川滝町領家1084番地1
"	北條輝明	四国中央市柴生町396番地
"	石川一雄	四国中央市妻鳥町2956番地1
監事	大西明	四国中央市金生町山田井706番地1
"	鎌倉静夫	四国中央市金田町半田乙319番地2
"	石川昌司	四国中央市妻鳥町2738番地
"	三鍋久司	四国中央市川滝町領家1313番地3

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	横内賢三	四国中央市川之江町2646番地
"	尾藤元一	四国中央市川之江町2515番地2
"	星川安德	四国中央市金生町下分365番地
"	石川幸成	四国中央市金生町山田井17番地1
"	長野岩男	四国中央市金生町山田井1364番地4

○愛媛県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	上猿田三島線	四国中央市中之庄町字浦夫196番1地先から 同町字汐汲道204番8地先まで	旧	メートル 4.1～5.2	キロメートル 0.120	
		四国中央市中之庄町字浦夫196番2から 同町字汐汲道204番8地先まで	新	4.1～8.2	0.120	
"	"	四国中央市富郷町寒川山乙993番7地先 同町寒川山乙862番1地先	旧	6.6～8.6	0.256	
		四国中央市富郷町寒川山乙993番7地先 同町寒川山乙862番9地先	新	7.6～78.0	0.256	
"	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村1102番1から 同町中村1107番2まで	旧	10.0～20.8	0.051	
		四国中央市土居町中村1102番1地先から 同町中村1107番12まで	新	16.4～20.8	0.051	

○愛媛県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上分三島線	四国中央市妻鳥町字井添池口1955番5から 同町字井添池口1919番6まで	令和5年12月22日
"	上猿田三島線	四国中央市中之庄町字浦夫196番2から 同町字汐汲道204番8地先まで	"
"	"	四国中央市富郷町寒川山乙993番7地先 同町寒川山乙862番9地先	"

"	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村1102番1地先から 同町中村1107番12まで	"
---	-------	---------------------------------------	---

○愛媛県告示第1298号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-2)第7539号	令和3年 3月10日	宮田建設㈱	宮田 昌樹	喜多郡内子町大瀬中央58 30	令和5年 11月6日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-1)第17351号	令和元年 7月10日	市兼左官	市兼 正則	喜多郡内子町城廻338- 3	令和5年 11月10日	左官工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-3)第12292号	令和3年 7月19日	酒井建築	酒井 常雄	宇和島市吉田町立間2- 44-2	令和5年 11月16日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔣淵下波線	宇和島市下波2313番2から 同市下波2324番地先公有水面まで	令和5年12月22日

○愛媛県告示第1300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年12月22日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
5南局管(開)第2号 令和5年12月14日	北宇和郡鬼北町大字近永1108番1、1108番4、1108番5、1108番6、1138番、1139番、1138番及び1139番地先水路	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモ薬品 代表取締役 横 山 英 昭

○愛媛県告示第1301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	菅田五郎停車場線	大洲市菅田町菅田字土手内乙660番2から 同町菅田字畑屋甲1253番2地先まで	令和5年12月24日 17:00



該額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と、施行日の前日に受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、同日に受けていた特勤手当の支給割合（特勤手当等に関する規則第3条第1項に規定する支給割合をいう。）を乗じて得た額」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

公安委員会規則

---

○愛媛県公安委員会規則第12号

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年愛媛県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
法令等	規定	法令等	規定
省略		省略	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）		
省略		省略	

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

---

公営企業公告

---

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年12月22日

愛媛県立中央病院長

中 西 徳 彦

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立中央病院夜間看護補助派遣業務

## (2) 業務名及び数量

夜間看護補助派遣業務

人数 20名

業務従事予定日数(1日当たり5時間45分)

令和6年度:243日、令和7年度:242日、令和8年度:241日

## (3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

## (4) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## (5) 履行場所

愛媛県立中央病院

## (6) 入札方法

入札金額については、夜間看護補助派遣業務の履行に要する一切の費用を含めた額とし派遣労働者1名における1時間当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001/ISMSを取得またはプライバシーマークを保有している者であること。
- (3) 医療関連サービスマークを取得している者であること。
- (4) 過去3年以内に、愛媛県内の350床以上の病床を有する急性期病院において、10名以上の夜間看護補助派遣に係る契約実績を2件以上有し、業務を適切に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 愛媛県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (7) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (8) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (9) 3の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (10) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院総務医事課職員係

〒790 0024 愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線5526

- (2) 入札説明書の交付等

## ア 交付期間

令和5年12月22日(金)から令和6年2月1日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時00分までの間を除く))とする。

## イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (3) 必要書類の提出期限

令和6年2月1日(木)午後5時15分まで

## (4) 入札の日時及び場所

令和6年2月9日(金)午後1時45分から

愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、「入札参加資格審査申請書」及び「入札参加者に必要な資格を証する書類等」を2月1日(木)午後5時15分までに3の(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Night nursing assistant dispatch service for Ehime Prefectural Central Hospital, 20 people
- (2) Bid date and time: 01:45 p.m., 9 February 2024
- (3) For further information, please contact: Staff Section, General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan  
TEL 089 947 1111 Ext 5526

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年12月22日

愛媛県立中央病院長

中西 徳彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県立中央病院看護長事務補助派遣業務

## (2) 業務名及び数量

看護長事務補助派遣業務

人数 17名

業務従事予定日数 (1日当たり7時間45分)

令和6年度:243日、令和7年度:242日、令和8年度:241日

## (3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

## (4) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## (5) 履行場所

愛媛県立中央病院

## (6) 入札方法

入札金額については、看護長事務補助派遣業務の履行に要す一切の費用を含めた額とし派遣労働者1名における1時間当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) ISO27001/ISMSを取得またはプライバシーマークを保有している者であること。

(3) 医療関連サービスマークを取得している者であること。

(4) 過去3年以内に、中四国地方において400床以上の病床を有する病院において病棟クラークの派遣に係る契約実績を3件以上有し、業務を適切に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(6) 愛媛県内に本社又は事業所を有する者であること。

(7) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(8) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(9) 3の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(10) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院総務医事課職員係

〒790 0024 愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線5526

(2) 入札説明書の交付等

## ア 交付期間

令和5年12月22日(金)から令和6年2月1日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時00分までの間を除く))とする。

## イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(3) 必要書類の提出期限

令和6年2月1日(木)午後5時15分まで

(4) 入札の日時及び場所

令和6年2月9日(金)午後1時30分から

愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、「入札参加資格審査申請書」及び「入札参加者に必要な資格を証する書類等」を2月1日(木)午後5時15分までに3の(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Nursing chief administrative assistant dispatch service for Ehime Prefectural Central Hospital, 17 people

- (2) Bid date and time: 01:30 p.m., 9 February 2024
- (3) For further information, please contact: Staff Section, General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan  
TEL 089 947 1111 Ext 5526